

職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年七月十日

奈良県人事委員会委員長 松 村 二 郎

奈良県人事委員会規則第四号

職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

職員の特殊勤務手当に関する規則（昭和三十二年十月奈良県人事委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

第三条中第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 条例第四条第一項に規定する人事委員会規則で定める防疫作業は、家畜の豚熱の発生を予防し、又はまん延を防止するために行う野生動物の死体の運搬、焼却若しくは埋却又は野生動物を捕獲した場所等の消毒の作業とする。

附則に次の四項を加える。

（新型コロナウイルス感染症に係る防疫作業に従事する職員の特殊勤務手当の特例）

10 条例附則第七項に規定する人事委員会規則で定める区域は、保健所内、警察施設内、自動車内その他の新型コロナウイルス感染症の病原体を保有し、若しくは保有している疑いがある者（以下「患者等」という。）が滞在し、又は新型コロナウイルス感染症の病原体に汚染され、若しくは汚染された疑いがある物件が存する区域とする。

11 条例附則第七項に規定する人事委員会規則で定める作業は、次に掲げる作業とする。

一 患者等に接して行う診察、看護、検査、調査及び救助並びに患者等である被疑者の看守及び取調べ

二 患者等が宿泊する施設内における連絡調整及び患者等の移送

三 新型コロナウイルス感染症の病原体に汚染され、又は汚染された疑いがある死体及び物件の処理

四 その他人事委員会が認める作業

12 条例附則第七項に規定する額は、従事した日一日につき三千円とする。

13 条例附則第八項に規定する額は、従事した日一日につき千円とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、令和二年四月一日から適用する。